(2)　後行特定更新等工事により、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなると見込まれるものであること。

3　協定に定める道路資産の貸付期間は、当該協定を締結する日（当該協定の変更をするときは、当該変更をする日）から起算して五〇年以内でなければならないこととした。（第一三条第五項関係）

4　機構は、令和九七年九月三〇日までに解散することとした。（第三一条第一項関係）

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一の1、2及び3は、公布の日から施行することとした。

◇脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（法律第四四号）（内閣官房）

一　電気事業法の一部改正関係

1　発電用原子炉の運転期間

(一)　原子力発電事業者が、その発電事業の用に供するため、その維持し、及び運用する発電用原子炉を運転することができる期間（以下「運転期間」という。）は、当該発電用原子炉について最初に使用前検査に合格した日から起算して四〇年とすることとした。（第二七条の二九の二第一項関係）

(二)　原子力発電事業者は、(一)の四〇年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができることとした。（第二七条の二九の二第二項関係）

(三)　経済産業大臣は、(二)の認可の申請があった場合において、当該申請が次のいずれにも適合していると認めるときに限り、(二)の認可をすることができることとした。

(1)　(二)の認可の申請に係る発電用原子炉（以下「申請発電用原子炉」という。）が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

(2)　その原子力発電事業者が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第四三条の三の二〇第二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る二の2の(一)及び(三)の認可の申請並びに二の2の(四)の認可の申請（二の2の(六)の命令を受けて行うものに限る。）に対し不認可の処分がなされていないこと。

(3)　延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転することが、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すると認められること。

(4)　その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

(5)　延長しようとする運転期間が二〇年を超える場合にあっては、その二〇年を超える期間が次に掲げる期間（平成二三年三月一一日以降の期間に限る。）を合算した期間以下であること。

イ　申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは審査基準若しくは処分基準の制定若しくは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ロ　電気事業法第二七条の二九において準用する同法第二七条第一項若しくは第四〇条の規定による処分、原子炉等規制法第四三条の三の二〇、第四三条の三の二三若しくは第六四条第三項の規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第一〇六条（同法第一八三条において準用する場合を含む。）の規定による処分（これらの処分をした行政官庁又は審査請求に対する裁決によって取り消されたもの等に限る。）による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあっては、その停止した期間のうち、当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかったと認められる期間

ハ　行政指導に従って申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあっては、当該行政指導に従って申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ニ　仮処分命令（保全異議の申立てについての決定によって取り消され、その決定に対して抗告をすることができないもの等に限る。）を受けて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあっては、その停止した期間のうち、当該仮処分命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかったと認められる期間

ホ　ロの処分以外の他の法律の規定に基づく申請発電用原子炉に関する処分であってその取消しの判決が確定したものその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間（第二七条の二九の二第四項関係）

(四)　経済産業大臣は、(二)の認可をしようとする場合には、あらかじめ、(三)の1の基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならないこととした。（第二七条の二九の二第五項関係）

(五)　経済産業大臣は、(二)の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会及び当該認可を受けた原子力発電事業者に係る使用済燃料再処理・廃炉推進機構に通知することとした。（第二七条の二九の二第六項関係）

(六)　(二)から(五)までは、(二)の認可等を受けた原子力発電事業者が、当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転しようとする場合に準用することとし、この場合において、延長しようとする運転期間は、(三)の5のイからホまでに掲げる期間（平成二三年三月一一日以降の期間に限り、過去になされた(二)の認可等により延長された運転期間に算入された期間を除く。）を合算した期間以下であることとした。（第二七条の二九の二第七項関係）

2　事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割等

(一)　1の(二)の認可等を受けた原子力発電事業者（以下「認可原子力発電事業者」という。）が営む発電事業（以下「認可発電事業」という。）の全部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第二七条の二九の三第二項関係）

(二)　1の(三)の1、2及び4並びに1の(四)は、(一)及び(二)の認可に準用することとした。（第二七条の二九の三第三項関係）

(三)　認可発電事業の全部の譲渡しがあり、又は認可原子力発電事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、認可発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該認可発電事業の全部を承継した法人は、認可原子力発電事業者の地位を承継することとした。（第二七条の二九の三第四項関係）